

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給		
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年間支給率)
本 年 度	長 等	4	0	43,056,000	19,887,900 (3.43)月分
	議 員	47	350,719,067	0	145,336,342 (3.43)月分
	その他の特別職	4,241	3,990,023,277	0	0
	計	4,292	4,340,742,344	43,056,000	165,224,242
前 年 度	長 等	4	0	42,934,784	19,930,464 (3.43)月分
	議 員	47	354,330,962	0	133,086,713 (3.43)月分
	その他の特別職	4,623	3,829,207,571	0	0
	計	4,674	4,183,538,533	42,934,784	153,017,177
比 較	長 等	0	0	121,216	△ 42,564
	議 員	0	△ 3,611,895	0	12,249,629
	その他の特別職	△ 382	160,815,706	0	0
	計	△ 382	157,203,811	121,216	12,207,065

(単位:円)

与 費			共 済 費	合 計
地 域 手 当	その他の手当	計		
6,243,120	294,780	69,481,800	9,058,957	78,540,757
0	0	496,055,409	194,918,400	690,973,809
0	0	3,990,023,277	417,368,686	4,407,391,963
6,243,120	294,780	4,555,560,486	621,346,043	5,176,906,529
6,255,650	31,273,130	100,394,028	10,156,222	110,550,250
0	0	487,417,675	299,583,000	787,000,675
0	0	3,829,207,571	374,828,956	4,204,036,527
6,255,650	31,273,130	4,417,019,274	684,568,178	5,101,587,452
△ 12,530	△ 30,978,350	△ 30,912,228	△ 1,097,265	△ 32,009,493
0	0	8,637,734	△ 104,664,600	△ 96,026,866
0	0	160,815,706	42,539,730	203,355,436
△ 12,530	△ 30,978,350	138,541,212	△ 63,222,135	75,319,077

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与	
		給 料	職 員 手 当 等
本年度	3,486 (331)	13,633,747,354 (749,174,885)	14,232,992,902 (372,190,705)
前年度	3,512 (339)	13,797,661,572 (767,523,114)	14,148,798,477 (376,020,590)
比較	△ 26 (△8)	△ 163,914,218 (△18,348,229)	84,194,425 (△3,829,885)

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	本年度	240,894,636 (0)	2,522,879,658 (135,919,545)	3,698,644,439 (109,804,525)	1,953,579,688 (50,680,834)
	前年度	248,473,962 (0)	2,550,608,983 (139,196,815)	3,744,268,425 (112,876,297)	1,977,514,184 (51,953,673)
	比較	△ 7,579,326 (0)	△ 27,729,325 (△3,277,270)	△ 45,623,986 (△3,071,772)	△ 23,934,496 (△1,272,839)
	区 分	休 日 給 夜 勤 手 当	宿 日 直 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当
	本年度	104,623,126 (5,645,822)	4,487,200 (0)	3,495,510,329 (0)	218,971,103 (0)
	前年度	114,891,453 (6,346,947)	8,133,400 (0)	3,334,700,109 (0)	222,112,992 (0)
	比較	△ 10,268,327 (△701,125)	△ 3,646,200 (0)	160,810,220 (0)	△ 3,141,889 (0)

※()内は再任用職員で、外書きである。

(単位:円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
27,866,740,256 (1,121,365,590)	4,643,799,130 (171,541,275)	32,510,539,386 (1,292,906,865)	
27,946,460,049 (1,143,543,704)	5,004,197,083 (174,004,940)	32,950,657,132 (1,317,548,644)	
△ 79,719,793 (△22,178,114)	△ 360,397,953 (△2,463,665)	△ 440,117,746 (△24,641,779)	

管 理 職 手 当	通 勤 手 当	初任給調整手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
145,057,600 (7,467,200)	424,332,033 (41,565,408)	13,211,256 (0)	40,924,320 (2,001,860)	1,226,455,094 (19,105,511)
148,926,400 (7,040,047)	426,912,122 (41,271,697)	10,148,400 (0)	46,884,610 (2,486,550)	1,147,139,410 (14,848,564)
△ 3,868,800 (427,153)	△ 2,580,089 (293,711)	3,062,856 (0)	△ 5,960,290 (△484,690)	79,315,684 (4,256,947)

児 童 手 当	単 身 赴 任 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	子 ど も 手 当
111,360,000 (0)	876,000 (0)	897,000 (0)	6,044,420 (0)	24,245,000 (0)
0 (0)	876,000 (0)	929,000 (0)	6,032,027 (0)	160,247,000 (0)
111,360,000 (0)	0 (0)	△ 32,000 (0)	12,393 (0)	△ 136,002,000 (0)

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	△ 182,262,447	給与改定に伴う増減分	△ 6,488,286
		昇給に伴う増減分	162,338,148
		その他の増減分	△ 338,112,309
職員手当等	80,364,540	制度改正に伴う増減分	△ 30,607,410
		その他の増減分	110,971,950

(単位:円)

説 明	備 考
	給与改定率 $\Delta 0.19\%$
平均昇給率 1.19%	昇給職員数 4月 3,228人
実績による減	
特殊勤務手当 $\Delta 5,965,410$	支給項目の減 12項目→8項目 徴収・滞納整理出張特別手当 不規則勤務手当 障害者(児)施設等業務手当 検便手当 を廃止
子ども手当 $\Delta 136,002,000$	
児童手当 111,360,000	
実績による増	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与			
区	分	行政職(一)	行政職(二)
平成25年3月1日現在	平均給料月額	331,543 円	306,171 円
	平均給与月額	444,066 円	400,347 円
	平均年齢	44 歳	49 歳
平成24年3月1日現在	平均給料月額	335,796 円	305,129 円
	平均給与月額	446,230 円	404,486 円
	平均年齢	45 歳	48 歳
イ 初任給			
(杉並区)			
区分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高校卒	Ⅲ類 143,000		
短大卒	Ⅱ類 157,300		159,300
大学卒	I類 181,200	226,900	182,300
(国)			
区分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高校卒	Ⅲ種 140,100		
短大卒			156,000
大学卒	I種 181,200	237,700	178,200

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教育職
433,830 円	349,420 円	328,858 円	273,799 円
737,779 円	455,610 円	427,337 円	341,159 円
49 歳	48 歳	44 歳	33 歳
486,638 円	347,760 円	333,421 円	273,001 円
794,479 円	462,003 円	431,131 円	338,352 円
55 歳	48 歳	45 歳	33 歳

(単位:円)

医療職(三)	幼稚園教育職	学校教育職
175,000	175,700	178,100
187,500	193,000	195,600

医療職(三)
180,500
201,100

ウ 級別職員数						
区分	行政職(一)			行政職(二)		医療
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	
平成25年3月1日 現在	8級	32 (1)人	1.2 (0.5)%	—	— %	— 人
	7級	15	0.6	—	—	—
	6級	53 (9)	2.0 (4.3)	—	—	—
	5級	187 (1)	7.0 (0.5)	—	—	—
	4級	837 (29)	31.6 (13.7)	4	0.8	—
	3級	928 (167)	35.0 (79.1)	87	17.2	2
	2級	397 (4)	15.0 (1.9)	295 (90)	58.3 (84.1)	4
	1級	200	7.6	120 (17)	23.7 (15.9)	3
	計	2,649 (211)	100.0 (100.0)	506 (107)	100.0 (100.0)	9
平成24年3月1日 現在	9級	5 人	0.2 %	—	— %	— 人
	8級	31 (1)	1.2 (0.5)	—	—	—
	7級	15	0.6	—	—	—
	6級	51 (8)	1.9 (3.9)	—	—	—
	5級	191 (2)	7.2 (1.0)	—	—	—
	4級	886 (27)	33.6 (13.0)	4	0.7	—
	3級	901 (165)	34.2 (79.7)	102	19.1	2
	2級	406 (4)	15.4 (1.9)	264 (97)	49.3 (82.2)	4
	1級	149	5.7	165 (21)	30.9 (17.8)	2
	計	2,635 (207)	100.0 (100.0)	535 (118)	100.0 (100.0)	8

※()内は再任用職員で、外書きである。

(一般行政職の標準的な級別職務内容)

職務の級	標準的な職務
9 級	統括部長の職務
8 級	1. 部長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
7 級	1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
6 級	課長の職務

職(一)	医療職(二)		医療職(三)		教育職	
構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2 (1)	2.0 (20.0)	2	1.2
—	2	4.7	4	4.0	2	1.2
—	21	48.8	30	30.3	1	0.6
22.2	17 (4)	39.5 (80.0)	39 (4)	39.4 (80.0)	6	3.6
44.5	3 (1)	7.0 (20.0)	18	18.2	138	82.1
33.3	0	0.0 (0.0)	6	6.1	19	11.3
100.0	43 (5)	100.0 (100.0)	99 (5)	100.0 (100.0)	168	100.0
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2 (1)	2.1 (25.0)	2	1.3
—	2	4.7	4	4.1	2	1.3
—	19	44.2	34	35.0	1	0.7
25.0	19 (4)	44.2 (80.0)	38 (3)	39.2 (75.0)	6	4.0
50.0	2 (1)	4.7 (20.0)	15	15.5	126	84.6
25.0	1	2.2	4	4.1	12	8.1
100.0	43 (5)	100.0 (100.0)	97 (4)	100.0 (100.0)	149	100.0

職務の級	標準的な職務
5 級	1. 総括係長の職務 2. 困難な業務を処理する係長、担当係長又は主査の職務
4 級	1. 係長、担当係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする主任主事の職務
3 級	1. 主任主事の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	2級から9級までの職務の級に属さない職員の職務

エ 昇給					
区 分		合 計	行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数	3,485 人	2,679 人	509 人	
	成 績 昇 給	1 号 加 算	1,038	818	144
		2 号 加 算	135	119	11
	遠 隔 地 昇 給	0	0	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	25	23	0
		2 号 加 算	3	0	0
		3 号 加 算	38	38	0
		4 号 加 算	3	3	0
		5 号 加 算	0	7	0
合 計	1,242	1,008	155		
前 年 度	職 員 数	3,511 人	2,665 人	542 人	
	成 績 昇 給	2 号 加 算	549	426	85
		4 号 加 算	53	46	6
	遠 隔 地 昇 給	2	2	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	24	24	0
		2 号 加 算	27	0	0
		3 号 加 算	30	30	0
		4 号 加 算	3	3	0
		5 号 加 算	3	3	0
合 計	691	534	91		
オ 期末手当・勤勉手当					
区 分		支 給 期 別 支 給 率			
		6 月 (月分)	12 月 (月分)	3 月 (月分)	
本 年 度	一般職員	1.825	1.875	0.25	
	管理職員	1.825	1.875	0.25	
	(一般職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
	(管理職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
前 年 度	一般職員	1.825	1.875	0.25	
	管理職員	1.825	1.875	0.25	
	(一般職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
	(管理職員)	(0.975)	(1.025)	(0.10)	
都 の 制 度		1.90	2.05	—	
国 の 制 度		1.90	2.05	—	
※()内は再任用職員に係る支給率である。					

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教育職
9 人	43 人	100 人	145 人
1	9	34	32
0	3	2	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	1	1	0
0	0	3	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	13	40	32
8 人	43 人	101 人	152 人
2	5	14	17
0	1	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	2	25
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
2	6	16	42

支給率計 (月分)	職制上の段階 職務の級等による加算措置	備 考
3.95 3.95 (2.10) (2.10)	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分 (一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.65月分) (管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.85月分)
3.95 3.95 (2.10) (2.10)	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分 (一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.65月分) (管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.85月分)
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
3.95	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 特定管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 1.75月分

カ 退職手当の支給率等					
区 分		基本額の支給率			
		20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
区 (支給率等)	普通	24.25	32.50	49.75	50.00
	定年(勸奨)	33.50	43.50	59.20	59.20
国の制度 (支給率等)	普通	23.03	32.83	46.55	55.86
	定年(勸奨)	28.7875	38.955	55.86	55.86
キ 地域手当の支給率等					
地 域					
区		支 給 率			
		支 給 対 象 職 員 数			
国の指定基準に基づく支給率(本則値)					
※南伊豆健康学園の職員は、地域手当を段階的					

調整額	その他
退職前20年度間の職務・職責に応じて定める調整額を基本額に加算	
上に同じ	早期退職者割増制度 (2～20%加算)
職務・職責に応じて定める調整月額のうち、 額の多いものから60月分を基本額に加算	
上に同じ	早期退職者割増制度 (2～20%加算)

1級地 (特別区)	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
18%	—	—	—	—	—
3,484人	—	—	—	—	—
18%	15%	12%	10%	6%	3%

に引き下げっており、平成24年度は8%である。

ク 特殊勤務手当				
区 分	全職種	行政職(一)	行政職(二)	医療職(一)
給料総額に対する比率	0.3%	0.0%	1.9%	0.0%
支給対象職員の比率	9.8%	3.4%	45.3%	0.0%
(代表的な特殊勤務手当の名称) ○ 支給額(上位5位まで) 1 清掃業務手当 2 福祉事務所等業務手当 3 教員特殊業務手当(部活動指導業務) 4 放射線業務手当 5 教員特殊業務手当(修学旅行等指導業務)				
ケ その他の手当				
区分	区			都
扶養手当	配偶者及び配偶者を欠く第1子 13,700円			配偶者及び配偶者を欠く第1子
	その他の扶養親族2人まで 各5,500円			
扶養手当	3人目以降 各5,500円			3人目以降
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、4,000円加算(配偶者を欠く第1子を除く)			
扶養手当	扶養認定限度額 1,400,000円			扶養認定限度額
住居手当	1. 世帯主(準ずる者を含む)である者			1. 世帯主等のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日居住するための住宅を借り受を払っている者
	扶養親族 有 8,800円 扶養親族 無 8,300円			
住居手当	2. 単身赴任手当を支給される者で、配偶者等が現に居住する住居に同居するときには世帯主(準ずる者を含む)となる者			2. 単身赴任手当受給者である
	扶養親族 有 4,400円 扶養親族 無 4,100円			
通勤手当	1. 交通機関利用者の運賃相当額 限度額 55,000円			1. 交通機関利用者の運賃相当
	ただし、異動等に伴い、新幹線を利用しなければ通勤が困難となる場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算			
通勤手当	2. 交通用具利用者			2. 交通用具利用者
	5km未満 2,600円 5km以上10km未満 3,000円 10km以上15km未満 5,000円 15km以上20km未満 7,000円 20km以上25km未満 9,000円 25km以上35km未満 11,000円 35km以上 13,000円			

医療職(二)	医療職(三)	教育職
0.2%	0.0%	0.1%
10.0%	8.1%	6.2%

- 支給人員 (上位5位まで)
 - 1 清掃業務手当
 - 2 福祉事務所等業務手当
 - 3 取締・指導等業務手当(違反建築取締)
 - 4 有害薬物取扱手当
 - 5 教員特殊業務手当(部活動指導業務)

		国	
子	13,500円 各6,000円 各6,000円	配偶者 その他の扶養親族 (ただし、配偶者を欠く扶養親族1人については11,000円)	13,000円 6,500円
4月1日から満22歳に達する日 間にある子については、4,000 除く)		満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある子については、5,000円加算	
	1,400,000円	扶養認定限度額	1,300,000円
する日以後の最初の3月31日ま するため住宅を借り受け月額 っている者	15,000円	1. 月額12,000円を超える家賃を支払っている者 家賃月額23,000円以下の者 家賃月額より12,000円を控除した額 家賃月額23,000円を超える者 家賃月額より23,000円を控除した額の1/2(16,000円を限度)を 11,000円に加算した額	
世帯主等のうち、満34歳に達す までの間にある者で配偶者が け、月額15,000円以上の家賃	7,500円	2. 単身赴任手当を支給されている者で、配偶者等が居住するための 住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者 上記1により算出した額の1/2に相当する額	
額	限度額 55,000円	1. 交通機関利用者の運賃相当額	限度額 55,000円
線を利用しなければ通勤が困難 1/2(20,000円を限度)を加算		ただし、異動等に伴い、新幹線等を利用しなければ通勤が困難とな る場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算	
5km未満	2,600円	2. 交通用具利用者	5km未満 2,000円
5km以上10km未満	3,000円		5km以上10km未満 4,100円
10km以上15km未満	5,000円		10km以上15km未満 6,500円
15km以上20km未満	7,000円		15km以上20km未満 8,900円
20km以上25km未満	9,000円		20km以上25km未満 11,300円
25km以上35km未満	11,000円		25km以上30km未満 13,700円
以下省略			以下省略